

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

（通
用
）

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、第901条《代襲相続人の相続分》、第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区 分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する 本税の額
差引税額の合計額(注)	円	円	円
あなたの相続分	/		

(注)「差引税額の合計額」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額）(⑩+⑫)」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき・減少する加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳 (注)

区 分	賦課決定分	変更決定後の賦課決定分
_____申告加算税に対応する本税の額	イ 円	ニ 円
重加算税に対応する本税の額	ロ 円	ホ 円
上記以外の本税の額	ハ 円	ヘ 円

(注) イからハ（変更決定の場合はニからヘ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき・減少する加算税の額」の計算

		賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額			
		A 加算税の基礎と なる税額(注)	B 加算税の 割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎と なる税額(注)	E 加算税の 割合	F 加算税の額				
加算税	国税通則法に基づく計算	①通 常 分	円 0,000	100	(A×B) 円 ニ	円 0,000	100	(D×E) 円	/		
		②第 条第2項に係る部分	円 0,000	5 100	(A×B) 円	円 0,000	5 100	(D×E) 円			
		第66条第3項の規定の適用がある場合	加算後累積納付税額	③第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000		100	(D×E) 円
				④第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000		100	(D×E) 円
				⑤第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000		100	(D×E) 円
				⑥第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000		100	(D×E) 円
				⑦第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000		100	(D×E) 円
				⑧第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000		100	(D×E) 円
				⑨第3項に係る部分 (③+④+⑤)-(⑥+⑦+⑧))			円				円
				⑩第66条第6項に係る部分	円 0,000	10 100	(A×B) 円	円 0,000		10 100	(D×E) 円
⑪合 計 額 (①+②)又は⑨+⑩)			円			円					
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑫通 常 分	円 0,000	100	(A×B) 円 ホ	円 0,000	100	(D×E) 円	/		
		⑬第68条第4項に係る部分	円 0,000	10 100	(A×B) 円	円 0,000	10 100	(D×E) 円			
		⑭合 計 額 (⑫ + ⑬)			円			円			

(注) イ、ロ、ニ及びホの各「加算税の基礎となる税額」は、上記(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。なお、③欄から⑧欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、上記(1)のイ又はニの金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区 分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する 本税の額
申告期限までに納付すべき税額(注)	円	円	円
あなたの相続分	/		

(注)「申告期限までに納付すべき税額」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑳申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)」欄の金額をいいます。

() 枚のうち () 枚目